

受理官庁 P G	パプアニューギニア知的財産庁	附属書 C P G
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	パプアニューギニア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？	情報は現在準備中	
受理官庁は引用による補充を認めるか (P C T規則20.6)？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：キナ (PGK) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	PGK 250	
国際出願手数料 ¹	USD 1,456	
30枚を超える1枚ごとの手数料	USD 16	
調査手数料 ²	附属書D (A U) 参照	
優先権書類の手数料 (P C T規則17.1(b))	PGK 30 更に30頁を超える各頁につき PGK 2	
優先権回復請求手数料 (P C T規則26の2.3(d))	な し	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がパプアニューギニアに居住している場合 要 ，出願人がパプアニューギニアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	パプアニューギニアに居住している自然人又は法人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	

1 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (I B) 参照）。

2 USD建で支払う手数料。